

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（4月11日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では2142名（昨日から167名増（アルゼンチン国内の1日の新規感染者数としては過去最高））の累計感染者数、うち89名の累計死者数が報告されています。
- 11日夕刻、強制隔離措置の4月26日までの延長に関する必要緊急大統領令DNU（355／2020）が公布されました。また、非居住者に対する入国禁止措置も同日まで延期されました。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。

【ポイント】

1 アルゼンチン国内では2142名（昨日から167名増（アルゼンチン国内の1日の新規感染者数としては過去最高））の累計感染者数、うち89名の累計死者数が報告されています。

2 強制隔離措置を4月26日まで延長する旨の必要緊急大統領令の公布

（1）11日夕刻、前日にフェルナンデス大統領が記者会見において発表した、強制隔離措置の4月26日までの延長に関する必要緊急大統領令（DNU）等が公布されました。また、併せて、非居住者に対する入国禁止措置も同日まで延期されています。

<https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/227684/20200411>

<https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/227685/20200411>

（2）また、行政決定をもって、次の活動・サービスが、強制隔離措置の例外対象リストに含まれました。

- ・障害者・自閉症スペクトラム障害者（及びその介護人）（ただし、近所の短時間の外出）
- ・障害者・自閉症スペクトラム障害者に対する自宅での専門サービス
- ・銀行活動（交代制）
- ・車、バイク、自転車のメンテナンス及び修理等の工場（ただし、現行の規制下で通行できる車両等のみ）
- ・車、バイク、自転車の修理部品の販売（ただし、対面販売は禁止）
- ・タイヤ製造（ただし、現行の規制下で通行できる車両のみ）
- ・書籍及びIT製品販売（ただし、宅配のみ。対面販売は禁止）

<https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/227686/20200411>

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両（バスやレミース）で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。

細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>（以上）